



2018年6月6日

各 位

会 社 名 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉
(コード番号7321 東証第一部)

株主優待制度の導入について

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（社長 菅 哲哉）は、株主優待制度を導入することとしましたので、お知らせします。

記

1. 株主優待制度導入の目的

株主の皆さまのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を一層高め、より多くの皆さまに、より長く当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入することとしました。

2. 株主優待制度の概要

(1) 対象となる株主さま

毎年3月末日時点の株主名簿に登録された当社株式100株以上を1年以上継続保有いただいている個人の株主さまを対象とさせていただきます。

但し、2018年度の優待につきましては、2018年3月末日の関西アーバン銀行およびみなと銀行の最後の株主名簿を基準として100株以上保有の個人の株主さまのうち、直近1年間継続^(※)して保有されている株主さまを対象とさせていただきます。

※「直近1年間継続保有」について

「直近1年間継続して保有されている個人の株主さま」とは、2017年3月末日、2017年9月末日の関西アーバン銀行およびみなと銀行の株主名簿に連続して同じ株主番号でご登録されている個人の株主さまとします。

(2) 優待の内容

対象となる株主さまには、定期預金の金利優遇を以下の内容でご提供させていただきます。

	優待内容	取扱銀行
適 用 金 利	預入日の店頭表示金利+0.1%	関西アーバン銀行 近畿大阪銀行 みなと銀行
預 入 期 間	1年間	
預 入 金 額	10万円～300万円	

(注1) 上記は現時点で予定している優待内容となります。今後、優待内容等については見直しとなる可能性がございます。

(注2) 株主優待制度の詳細につきましては、後日、ホームページ等でご案内していく予定です。

以上